

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の適正性、健全性の確保には法令順守(コンプライアンス)の重視が必要と認識しており、企業倫理方針、行動規範(コンプライアンスマニュアル)を制定し、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令順守(コンプライアンス)活動を全社的な活動に位置づけております。また、監査等委員である取締役の監査機能の充実に図り、内部管理体制強化のため、業務全般に亘り牽制組織の整備にも務めております。

当社取締役会において経営の基本方針及び経営上の重要事項を迅速に決定できる体制を敷き、また執行役員制度を導入し、迅速な業務体制が出来る体制を築いております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三光産業取引先持株会	376,600	5.10
土田 雄一	366,561	4.96
鈴木 佳子	315,567	4.27
株式会社三井住友銀行	304,320	4.12
株式会社みずほ銀行	289,000	3.91
吉田 文子	279,338	3.78
鮫島 英子	274,851	3.72
小館 雅子	232,527	3.15
阪田 和弘	201,200	2.72
第一生命保険株式会社	171,000	2.31

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

**4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**

---

**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大津 素男	公認会計士													
川添 啓明	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大津 素男	○	○	独立役員に指定しております。 また、大津公認会計事務所副代表を兼任されておりますが、当社と兼任先との間には、取引その他特別な関係はありません。	公認会計士として長年にわたり活動を続けられ、監査法人での経験により企業財務・会計・監査等に関する相当程度の知見を有しております。また、一般株主との利益相反の懸念がなく、専門的且つ公正中立の立場から経営監視が可能であるため、独立役員に指定しております。
川添 啓明	○	—	—	弁護士として法的見地から当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有しております。また、一般株主との利益相反の懸念がなく、専門的且つ公正中立の立場から経営監視が可能であります。

#### 【監査等委員会】

## 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

## 現在の体制を採用している理由

当社は、現在監査等委員会の職務を補助する使用人はおりませんが、監査等委員会から求められた場合には、必要に応じて監査の職務を補助すべき使用人を配置いたします。

当該使用人が、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令にのみ従うものとし、また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

## 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、取締役会に出席するほか、経営方針会議等の重要な会議に出席し、そこで得た情報を会計監査人及び内部監査室と共有し、意見交換をすることにより、適切な監査を行っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

## その他独立役員に関する事項

定期的及び臨時に開催される取締役会で、取締役の監視とともに必要に応じて提言、助言を受けております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

## 該当項目に関する補足説明

現在、業績連動型報酬制度の導入等は実施しておりませんが、役員賞与については業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役のサポート体制】

重要案件については事前に常勤の監査等委員に説明。常勤の監査等委員が他の社外監査等委員に必要な情報の伝達を行っております。また必要に応じ総務部、経理部等が社外監査等委員をサポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 業務執行・監査の状況

当社は、取締役等で構成される役員集会を定期的開催し、「取締役会」決裁案件事前審議等、具体的施策の立案を行っております。

取締役会は、取締役4名で構成され、監査等委員3名も会社法(第383条)に基づいて出席し、取締役の監督、必要に応じ、提言及び助言などを行っております。

また、取締役会は、役員集会で審議、立案された案件を法令・定款などに照らし、その適格性および執行責任を監督すると共に、併せて当社グループ企業の業務の執行状況を把握しております。

さらに、監査等委員会が定期的開催され、監査等委員は3名で内2名が社外監査等委員であります。年度監査計画書に基づく厳格な監査活動を実施しております。監査等委員は取締役会に出席し、取締役の業務執行の監視に当たっております。常勤の監査等委員は取締役会以外にも重要会議に出席し、経営監視を行い、必要な意見具申を行っております。また内部監査室、会計監査人とも定期的に意見交換を行っております。

当社の会計監査業務は新日本有限責任監査法人に委嘱しており業務執行社員は清水芳彦、田中葉子であります。なお、新日本有限責任監査法人は平成29年6月29日に開催の第57回定時株主総会において任期満了により退任いたしました。後任は監査等委員会の決定に基づき、新たに至誠清新監査法人が会計監査人に選任されました。

内部統制のシステムについては、総務部及び経理部が内部規程に基づき、社内業務全般の管理・統率を行い現業部門(各事業部門、支店)及びグループ会社に対して内部牽制が機能するよう運営しております。また、内部監査室を設置し、各部署の法令遵守状況、業務執行状況を監視し、代表取締役へ意見具申することにしております。更に全社的コンプライアンスを徹底するため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が、行動規範の遵守状況を把握し、効果的な活動を牽引しております。

以上のとおり、当社の業種・業容に相応した適正なコーポレート・ガバナンスが構築されております。

### 2. 会計監査の状況

会計監査人は、新日本有限責任監査法人を選任しており、会計監査の実施とともに会計制度の変更などにも速やかに対応する環境を整えております。

当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

#### a. 業務を執行した公認会計士の氏名と所属する監査法人名

- ・指定有限責任社員 業務執行社員 清水 芳彦 新日本有限責任監査法人
- ・指定有限責任社員 業務執行社員 田中 葉子 新日本有限責任監査法人

#### b. 監査業務に係る補助者の構成

- ・公認会計士:13名
- ・その他:12名

#### c. その他

- ・継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。
- ・同監査法人は、すでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置をとっております。

### 3. 監査報酬の内容

#### 監査報酬の内容

当社の新日本有限責任監査法人への報酬の内容は、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬19,500千円であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年6月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。過半数の社外取締役で構成する監査等委員会により、経営の監視、監査、並びに内部監査室との連携等により、経営監視機能を一層強化できると判断いたしております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にあナリスト、機関投資家向け会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの「IR情報」サイトに説明要旨を記載しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ホームページの「企業情報」サイトに説明要旨を記載しております。	

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - イ. コンプライアンス  
コンプライアンスに関する当社の企業倫理行動方針、社員行動規範(コンプライアンスマニュアル)を当社の全取締役及び使用人並びに当社子会社(以下「グループ各社」といい、当社と併せて「当社グループ」といいます。)の全取締役等及び使用人に掲示し、啓蒙活動を行い、趣旨の徹底を図っております。  
コンプライアンス活動を全社的な活動に位置づけるため、コンプライアンス委員会を設置し、委員長は代表取締役社長が務めております。コンプライアンス委員会は、当社グループの企業倫理行動方針、社員行動規範の遵守状況を把握し、必要に応じて規範の改廃改善を講じ、効果的な活動を牽引することとしております。
    - ロ. 内部通報制度の設置  
法令違反または疑義のある行為に対し、当社グループ使用人が通報できる制度を整備、運用しております。
    - ハ. 内部監査  
当社グループの各部署における法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行状況を内部監査規程に基づき監査する代表取締役直属の内部監査室を設置しております。
  - 二. 財務報告の信頼性を確保する体制  
当社グループの財務報告が法令等に従い適正に作成され、信頼性が確保されるための体制を整備し、継続的に評価、見直しを行っております。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会ははじめ重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規定に基づいて決裁した文書等を法令及び文書管理規程に基づき適正に保存及び管理しております。  
取締役及び監査等委員会は、取締役の職務執行に係る記録や決裁文書等をいつでも閲覧することが可能であります。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社グループのリスク管理全体を統括するリスク管理担当役員を任命し、リスク管理規程を定め、各部門のリスク管理体制の責任者である各部門担当役員とともに、当社グループの体系的、部門横断的リスク管理体制の整備を行っております。
4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
  - イ. 取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び重要事項に関する迅速な意思決定を行っております。
  - ロ. 毎年3月に当社の役員及び、グループ各社の主要な責任者が参加する経営方針会議を開催し、取締役会で決定された経営基本方針に基づき、翌年度のグループ経営方針の審議、決定を行っております。  
月1回部長会議及び営業会議を開催し、業績の進捗状況の把握、情報の共有化を図っております。
  - ハ. 取締役会は業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を随時見直し、権限及び責任を明確にして効率的な職務執行を行っております。
  - ニ. 執行役員制度を導入し、業務執行機能の強化と経営効率の向上を図っております。
  - ホ. 取締役会は当社グループの企業活動が、経営目標達成のため、適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況及び内部統制の状況について指導、監督し、改善を図るようにしております。
5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
職務執行上の重要な事項に関して、親会社へ定期的な報告がなされる体制を整備しております。
  - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
親会社の取締役会は定期的フォローアップを実施し、子会社の健全な経営に配慮するとともに、損失の危険が見込まれる場合は、時期を失せず、適切な対応策を講じております。
  - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社の経営上の重要事項についての意思決定は、当社と子会社間で事前協議がなされる体制をとっております。
  - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
子会社に対し、定期的に業績その他重要な経営事項の報告を義務付けており、また、当社の監査等委員会による監査及び内部監査部門による監査を実施し、コンプライアンスの徹底を図っております。
6. 当社の監査等委員会の業務を補助すべき使用人に関する事項  
当社は、現在監査等委員会の職務を補助する使用人はおりませんが、監査等委員会から求められた場合には、必要に応じて監査の職務を補助すべき使用人を配置いたします。当該使用人が、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令にのみ従うものとし、また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。
7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、当社グループにおける職務執行に関する重大な法令、定款違反の事実、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、当社グループにおける内部監査の実施状況、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは速やかに監査等委員会に報告する体制としております。  
報告の方法(報告書、報告時期等)については取締役と監査等委員会との協議によることとしております。  
当社は、監査等委員会への報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。
8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 代表取締役は、監査等委員会が内部監査室及び会計監査人と円滑な関係を築けるように配慮しております。
  - ロ. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会社運営に関し意見交換及び意思の疎通を図っております。
  - ハ. 代表取締役は、業務の適正を確保するうえで重要会議への監査等委員の出席を確保しております。

二. 監査等委員会がその職務の執行のために、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理いたします。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は企業倫理行動方針及び社員行動規範において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針に定めております。

反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等の関係行政機関と緊密な連携をとり、一切応じないことを明確にしております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

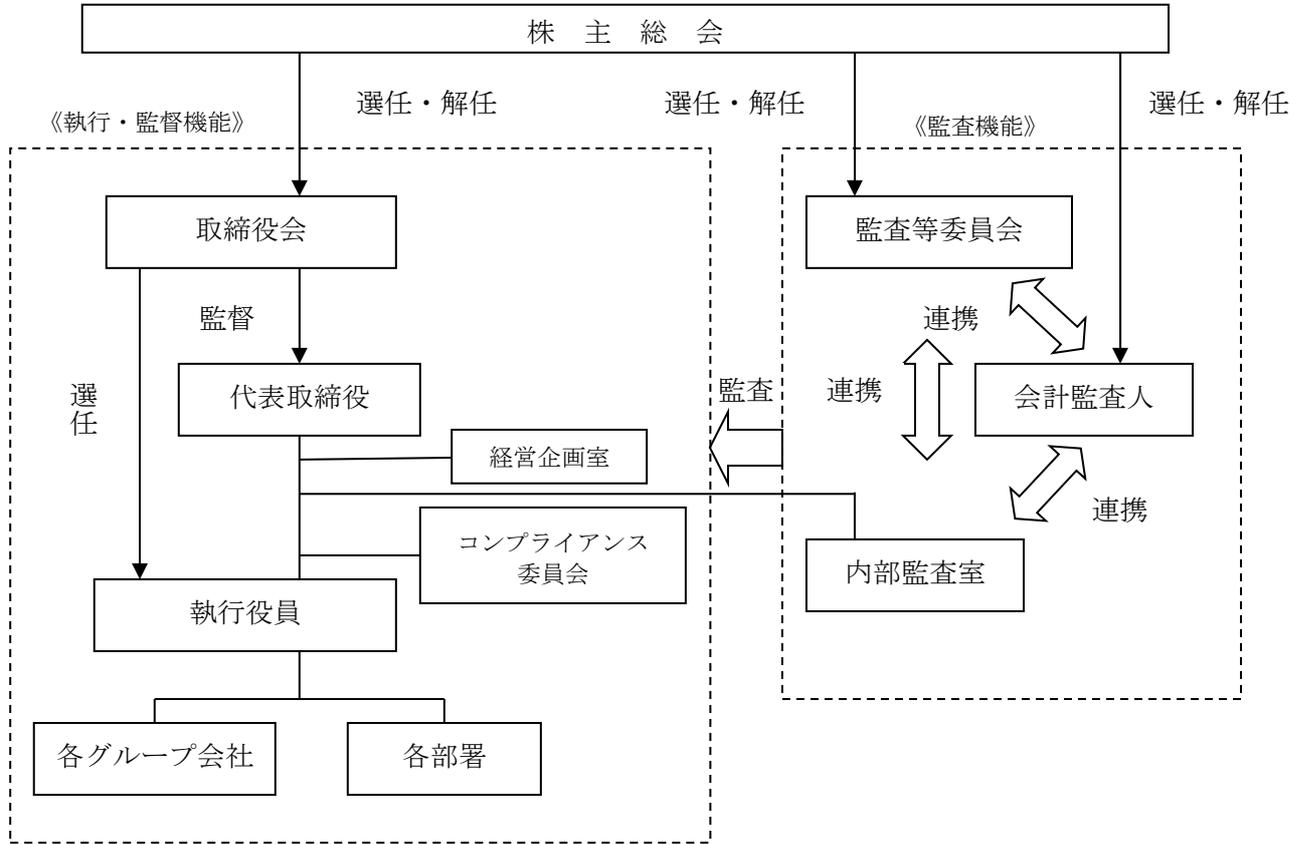
買収防衛策の導入の有無

なし

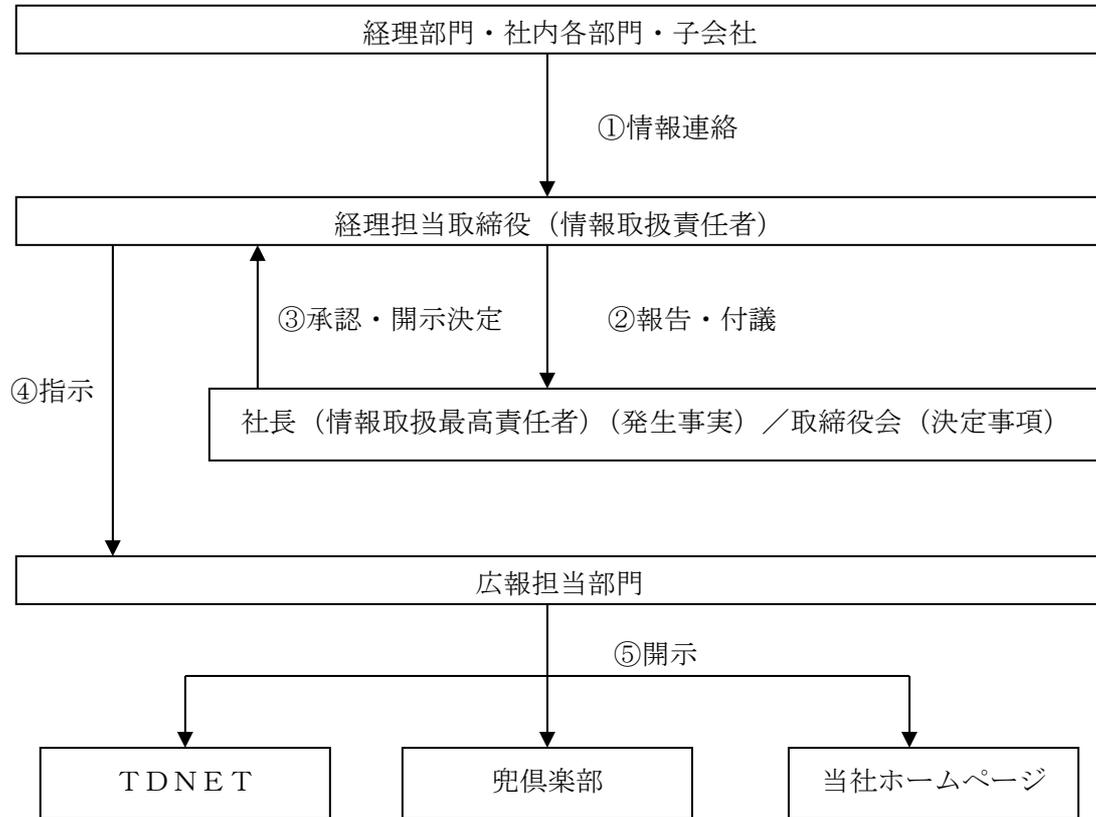
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制の模式図



※社長（情報取扱最高責任者）の判断に委任する場合を含む。